



令和8年1月29日

午前9時

## 令和7年度第2回一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会を開催します

市は、令和7年度から令和8年度にかけて、一関市都市計画マスタープランの改訂および一関市立地適正化計画の策定を予定しており、各分野における有識者の意見などを計画に反映させることを目的に、一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会を下記のとおり開催します。

## 記

- 1 日 時 2月3日(火) 午前10時～正午
- 2 場 所 一関市役所 2階 全員協議会室
- 3 内 容 一関市都市計画マスタープランの改訂および一関市立地適正化計画の策定について
- 4 その他 会議の掌握事項などは別紙要綱を参照してください。

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

建設部 都市整備課 住まい環境係 主査 鈴木

電話：(0191)21-8541 (ダイヤルイン)

FAX：(0191)21-8800

メールアドレス：toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp

○一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会設置要綱

平成19年9月10日告示第214号

最終改正 令和7年4月1日告示第139号

(設置)

第1 一関市都市計画マスタープラン及び一関市立地適正化計画（以下「マスタープラン等」という。）の策定に関して、広く審議を行うため、一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、調査検討する。

- (1) マスタープラン等の策定に関すること。
- (2) その他マスタープラン等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 懇話会の委員は、15人以内とし、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4 委員の任期は、マスタープラン等の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。